

# 消 防 計 画

幡陽小学校

(目的)

第1条 幡陽小学校の火災の未然の防止をはかり、合わせて火災発生に際しては通報、初期消火、避難誘導及び施設の保護等に万全を期し、被害を最小限にとどめるためにこの規定を定める。

(防火管理者等の設定)

第2条 前条の目的を達成し、その業務を実施及び分担するため、防火管理者、火元責任者を決め、防災組織をつくる。

(防火管理者の任務)

第3条 防火管理者は、火元責任者及び防災組織を掌握して、次の業務を行う。

1. 火気の使用または取り扱いの管理に関する事。
2. 施設及び器具の火災防止に関する事。
3. 消防用設備及び点検に関する事。
4. 消火、通報、避難訓練に関する事。
5. 火災その他の災害の警戒及び防御に関する事。

防火管理者の業務に対し、全職員はその効果をあげるため、協力しなければならない。

(火元責任者の任務)

第4条 火元責任者は、防火管理者の統括のもとに、受持ち地区内における業務を行う。

- (1) 日常防火管理に関する事。
  - ア. 喫煙及び火気の使用管理。
  - イ. 臨時に使用する火気の管理。
  - ウ. その他、防火予防上必要な事。
- (2) 避難に関する事。
  - ア. 受持ち区域に出入りする児童の避難指導。
  - イ. 避難にあたって障害となるもののないよう避難誘導路の管理。
- (3) 定期点検に関する事。
  - ア. 火気関係施設及び器具、危険物の管理状況の点検。
  - イ. 消火器及び避難経路の点検。

(定期点検の基準)

第5条 火災予防に関する定期検査の基準は次の通りとする。

- |                    |        |
|--------------------|--------|
| 1. 火気使用関係及び器具の管理状況 | 学期に1回  |
| 2. 電気設備器具の管理状況     | 学期に1回  |
| 3. 危険物、特殊可燃物の管理状況  | 1か月に1回 |
| 4. 消火設備及び消火器の管理状況  | 半年に1回  |
| 5. 消防用貯水池（プール）     | 6か月に1回 |
| 6. 避難経路の点検         | 学期に1回  |

(防火組織と任務)

第6条 防火組織に、本部、通報係、消火、持ち出し係、避難誘導係、救護係を置く。

1. 本部は、防火訓練計画にもとづき、訓練を実施し、災害の防御活動を行う。
2. 通報係は、災害発生に際し、消防署、教育委員会、警察署、校医、その他、校内への通報にあたる。
3. 避難誘導係は、児童を掌握し、本部の指揮下にはいり、避難誘導の任にあたる。
4. 消火時の持ち出し係は消火設備及び器具の操作訓練に努め、初期防御活動に努め、状況に応じてガスの元栓閉止、物件の移動にあたる。
5. 救護係は、要救護者の応急救護処置にあたる。

(防火活動の基準)

第7条 火災発生、もしくはその恐れのあるときは児童の安全確保を第一と考え、次の適切な処置をとらなければならない。

1. 火災の発生に対しては、直ちに消防機関に通報し、本部に連絡する。
2. 火災の発見に際しては、機を失せず初期消火にあたり、それぞれの配置につく。
3. 避難誘導は、指示を原則とし、絶対に混乱を起こして、人的災害を起こさないように留意する。

(防火訓練)

第8条 毎年訓練計画をたてて、実施しなければならない。

(防火組織)

◎通報係→非指導者

校医、消防、委員会、警察

◎避難誘導係→原則として学級担任

児童の誘導、避難中の管理

(本部) 指揮にあたる

○消火、持ち出し係→発見者、男子職員、職員室での事務業務者

(校長または教頭)

○救護係→養護教員 応急の救護に当たる

(防火管理者、火元責任者)

1) 防火管理者 (年度当初に決定)

2) 火元責任者

校長室 (校長) 職員室、資料室、空き教室 (教頭) 湯沸室 (市職員) 放送室 (放送係)

炊事室 (市職員) 家庭科室・理科室 (理科主任) パソコン教室 (情報教育主任) 音楽室 (音楽主任)

各教室 (担任) 図書室 (図書係) 体育館、体育倉庫、プール (体育主任)

3) 火災のおきた場合の任務及び分担は次の通りとする。

1. 指揮、通報係 (非指導者) 校長、教頭、県市主事

2. 避難誘導係 各学級担任、時間の指導者、児童の近くの職員 異常の有無を指揮者に報告する

3. 消火持ち出し係 発見者、男子職員、職員室にいる職員 (耐火金庫以外のもの)

4. 救護係 養護教員 校医との連絡

○全員避難を原則とし、係の任務遂行は、機をみて行う。

4) 避難訓練は、年2回とする。

◇1回は 火災による避難訓練 ◇1回は 地震による避難訓練

児童の避難時の約束は機会あるごとに指導し、避難時にも適切に指示して誘導にあたらなければならない。

5) 児童避難の約束 (指導・指示)

「おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない」 集団避難の大原則とし、人的事故を防ぐ。

(1) 教室での注意事項

・避難方法は最後まで聞く。

・担任は要領よく手短かに、戸締まりする。荷物はそのまま、上履きのまま、無言で走らず押さず。

・避難場所は運動場南端、二次避難場所は指示する。

(2) 火災時の避難要領

自習中の学級は、補欠教員か隣接教員が避難させる。

・「・・・が火事です。」 「避難用意」

・「出口はどこ」他学級の避難通路の確保、他は閉める。

・出口に近いものから1列で進む。

・歩調は速歩、他人を追い越さず、押さず、足元に注意する。

・前の人が転んだら「ストップ」又は「止まれ」と大声で合図する。

・誘導者は後を確かめ、児童と共に出る。

・特に指示のない場合は、平常決められた階段や出口を使う。

・人員の確認と報告。

(3) 地震時の避難要領

・机の下に身を寄せる。

・揺れが収まったらひとまず安心、あとは適切な処置をする。

・避難場所は、火災避難に同じ。

・落下物等の予想される通路を避け足元に注意して速やかに誘導する。

ア. 火元責任者は速やかに火気等の消火を確かめる。

イ. 建物内に火災が発生した場合は、速やかに消火にあたる。

ウ. 施設設備の異常の有無を確かめ適切に対応する。